

システム障害対応ポリシー 新旧対照表

(2025 年 1 月 17 日)

(下線__は変更部分)

改 訂 後	現 行
1.システム障害の定義 本ポリシーにおいて「システム障害」とは、<u>以下の事例を言います。</u> ・ お客さまがインターネット経由でご注文いただけない状況となった場合、 ・ お客さまから当社が受託したご注文の執行が著しく遅延もしくは不能となった状態であると当社が判断した場合、 ・ 当社のシステム（当社のカウンターパーティーに起因する配信障害を含む）に発生した不具合等により、市場^(注 1)の実勢から乖離した価格をお客様に配信した場合^(注 2)、 ・ <u>上記の他、何らかの理由で市場価格に基づかない価格によりお客さまの注文が約定した場合。</u> なお、お客さまのパソコン、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線の不具合等、当社の責に帰さない障害の場合は、本ポリシーにおけるシステム障害には含まれません。 (注 1) (略) (注 2) 市場の実勢から乖離した価格をお客様に配信した場合には、スパイクの配信が含まれます。 当社は、LP（Liquidity Provider、流動性供給元）からの配信価格を人の手を介することなく、システム的に直接お客様へ提示していることから、稀に市場実勢から乖離した価格を配信する<u>こと</u>があります（以下、「スパイク」といいます）。 スパイクは、市場開始時や主要経済指標発表時、その他大きな経済、政治イベント等の発生時に、多くのLPがリスク回避のため配信を	1.システム障害の定義 本ポリシーにおいて「システム障害」とは、お客さまがインターネット経由でご注文いただけない状況となった場合、お客さまから当社が受託したご注文の執行が著しく遅延もしくは不能となった状態であると当社が判断した場合、<u>または当社が提供するシステム（当社のカウンターパーティーに起因する配信障害を含む）に発生した不具合等により、市場^(注 1)の実勢から乖離した価格をお客様に配信した場合^(注 2)をいいます。</u> なお、お客さまのパソコン、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線の不具合等、当社の責に帰さない障害の場合は、本ポリシーにおけるシステム障害には含まれません。 (注 1) (略) (注 2) 市場の実勢から乖離した価格をお客様に配信した場合には、スパイクやワイドスプレッドの配信が含まれます。 当社は、LP（Liquidity Provider、流動性供給元）からの配信価格を人の手を介することなく、システム的に直接お客様へ提示していることから、稀に市場実勢から乖離した価格を配信する<u>ケース</u>があり、<u>具体的にはスパイクとワイドスプレッドの 2 つのパターンがあります</u>（以下、併せて「スパイク等」といいます）。スパイク等は、市場開始時や主要経済指標発表時、その他大きな経済、政治イベント等の

改 訂 後	現 行
停止するなかで、一部の LP が実勢から大きく乖離した価格を配信すること等により発生します。一定数の LP が価格配信を継続する場合には、当社はそこから最良の価格を選択しお客様に提示するため、通常これらのスパイクは排除されます。 スパイクに関しては、相場乱高下時や市場リスクの急変時における正当な価格動向との差別化が困難な場合があること、また配信の一時停止から再開まで、お客様の投資機会を奪う結果になること等、お客様へのネガティブな影響に鑑み、当社は極端なスパイク以外は価格排除措置を講じず、スパイクが確認された場合には、都度、「4. システム障害の影響を受けた注文等の取扱い」に従って対応します。 <u>(削除)</u> スパイクの判定は、原則として市場実勢から 0.5%以上乖離した場合とします。 <u>(削除)</u> ただし、市場開始時や主要経済指標発表時、その他大きな経済、政	発生時に、多くの LP がリスク回避のため配信を停止するなかで、一部の LP が実勢から大きく乖離した価格を配信すること等により発生します。一定数の LP が価格配信を継続する場合には、当社はそこから最良の価格を選択しお客様に提示するため、通常これらのスパイク等は排除されます。 スパイク等に関しては、相場乱高下時や市場リスクの急変時における正当な価格動向との差別化が困難な場合があること、また配信の一時停止から再開まで、お客様の投資機会を奪う結果になること等、お客様へのネガティブな影響に鑑み、当社は極端なスパイク等以外は価格排除措置は講じず、スパイク等が確認された場合には、都度、「4. システム障害の影響を受けた注文等の取扱い」に従って対応します。 ■スパイク <u>上述のように多くの LP が価格配信を停止する状況下において、一部の LP がビッド・アスクとも同一方向に市場実勢と大きく乖離した価格を配信すること等により一時的に発生します。</u> スパイクの判定は、原則として市場実勢から 0.5%以上乖離した場合とします。 ■ワイドスプレッド <u>上述と同様の状況下において、一部の LP がスプレッド（ビッドとアスクとの差）を過度に拡大し、市場実勢と大きく乖離し価格を配信すること等により一時的に発生します。</u> <u>ワイドスプレッドの判定は、原則としてビッドまたはアスクが市場実勢から 0.5%以上乖離した場合とします。</u> ただし、市場開始時や主要経済指標発表時、その他大きな経済、政

改 訂 後	現 行
治イベント等の発生時であっても、多くのLPが価格配信を継続し、市場実勢が大きく変動する場合があります。このような場合はスパイクには該当しません。 <u>なお、スパイク以外の原因で市場実勢から乖離した価格が配信された場合には、乖離幅が0.5%未満の場合であっても「4.システム障害の影響を受けた注文等の取扱い」に従って対応する場合があります。</u> 2～5 （略） <u>2025 年 1 月 17 日 改定施行</u>	治イベント等の発生時であっても、多くの LP が価格配信を継続し、市場実勢が大きく変動する場合があります。このような場合はスパイク等には該当しません。 （新設） 2～5 （略） （新設）